

# 甲斐市水道審議会（第2回）

## 会議資料

甲斐市上水道課



1	本市の水道事業水道料金について	.....1
2	料金算定結果について	.....4



## I 本市の上水道事業水道料金について

### 1. 本市上水道事業の水道料金

本市上水道事業の現在の水道料金は、合併前の旧竜王町と旧双葉町の水道料金が元になっています。料金統一の際（平成 20 年）、両町の水道料金体系の差を解消するために旧竜王町の水道料金にあわせた料金改定がなされました（旧竜王町は据置き、旧双葉町は値下げ）。

統一された旧竜王町の水道料金は平成 9 年に改定されたものですが、その際の主な改定理由が消費税率の引き上げによるものだったことを踏まえると、実質的には平成 4 年に改定された旧竜王町の水道料金が現在の料金体系の原形になっています。また、料金統一後の平成 25 年に 10%の料金改定が行われており、現在の本市の水道料金は下表の通りです。

表1 基本料金及び超過水量料金

用途	基本料金	超過水量料金（1 m <sup>3</sup> 毎）			
		21～ 40 m <sup>3</sup>	41～ 80 m <sup>3</sup>	81～ 120 m <sup>3</sup>	121 m <sup>3</sup> 以上
専用・共用給水装置 （一般用）	20 m <sup>3</sup> まで	99 円	121 円	143 円	165 円
	1,320 円				
特別給水装置 （臨時用等）	5,280 円	165 円			
その他	特別なものについては別に使用料の協定をすることができる				

表2 メーター使用料

口 径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
使用料	120 円	240 円	260 円	260 円	500 円	2,600 円	3,200 円

## 2. 県内上水道事業水道料金の比較

平成30年4月時点で、甲斐市上水道事業の水道料金（2ヶ月20m<sup>3</sup>使用時 税込み）は県内でも廉価です。全国的にみて山梨県内の水道料金は、廉価な傾向にあります。その中でもとりわけ甲斐市の水道料金は低く設定されています。

市町村名	基本料金		メーター 使用料 (円)	水道料金 (税込み)	備考
	水量 (m <sup>3</sup> )	金額 (円)			
富士吉田市	20	1,420	-	1,530	H29.4 料金改定
甲斐市	20	1,320	120	1,555	
都留市	20	1,660	-	1,792	H29.4 料金改定
甲府市	20	2,180	-	2,354	他市に合せ20m <sup>3</sup> 分の水量料金を加算
笛吹市	20	2,244	110	2,542	H30.4 料金改定
南アルプス市	20	2,360	-	2,548	H28.10 料金改定
韮崎市	20	2,180	200	2,570	
甲州市	20	2,200	200	2,592	
山梨市	20	2,460	-	2,656	
東部地域広域水道	20	2,660	-	2,872	H29.4 料金改定

表3 山梨県内主な上水道事業における水道料金（2ヶ月20m<sup>3</sup>使用時 税込み）

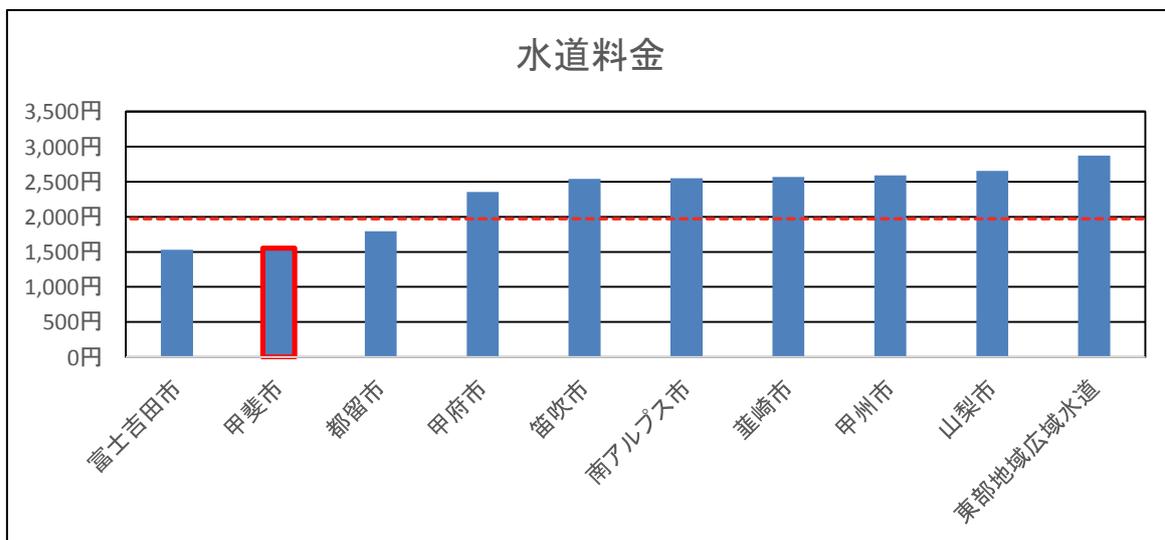


図1 山梨県内主な上水道事業における水道料金（2ヶ月20m<sup>3</sup>使用時 税込み）

水道料金が2,000円（2ヶ月20m<sup>3</sup>使用時税込み）を下回る事業体は富士吉田市、甲斐市、都留市のほかに表にはないが富士河口湖町、忍野村の5市町村です。水道料金が低く抑えられる理由や影響として、①一般会計により赤字を補填している、②現状の水道料金では返済見込みの立たない借入を行っている、③施設の更新工事や耐震工事を先送りしている、④施設更新に必要な内部留保資金が確保できていない、といった経営や施設機能の点から健全な経営ができていなかったり、やむを得ず更新工事を先送りしなければならないといった状況になる可能性があります。

### 3. 水道料金の改定状況

平成 28 年度から平成 29 年度は山梨県内の事業者で水道料金の見直しが集中した時期です。人口減少や節水意識の高まりによる給水収益の減少は避けられないことから、今後は定期的に水道料金が見直されるようになると考えられます。

表4 県内他事業者の料金改定状況

企業	改定率
富士吉田市	H29 に 23.87%
都留市	2 段階で料金値上げ H29 に 13.2%、H31 に 11.5% (計 26.2%の値上げ)
富士川町	2 段階で料金値上げ (※2 段階目の値上げは H31 年度に再審議) H29 に 10%、H32 に 10% (計 21.0%の値上げ)
市川三郷町	H30 に約 15%の値上げ (資料非公開のため改定率は想定値)
南アルプス市	H28 に 17%の値上げ
中央市	H29 に 16%の値上げ、H32 以降に再度値上げ
笛吹市	2 段階で料金値上げ H30 に 24.7%、H34 に 20.0% (計 49.64%の値上げ)
東部 (企)	H29 に 20%の料金値上げ (本来は 82%の値上げが必要)

## II 料金算定結果

平成 29 年度は、「甲斐市第 2 次水道ビジョン」及び「甲斐市水道事業経営戦略及びアセットマネジメント計画」に基づき、適正水道料金の検討を行いました。

検討は、「水道料金算定要領」（日本水道協会）及び「水道料金改定業務の手引」（日本水道協会）に基づき、個別原価計算を実施し、基本料金及び水量料金を試算しておりますが、料金算定にあたっての基本条件として、現況把握や事業計画の見直しを行いました。

現況把握では、経営戦略時に採用していた将来推計（給水人口、生活用 1 人 1 日平均使用水量、有収率）を上方修正しました。また、事業計画の見直しでは、工事工種を検討し、事業費の算出を行いました。

全国的に管路更新は遅れており問題となっています。本市でも管路の急速な老朽化が問題となりつつあり、本格的な管路更新に着手する必要があります。事業計画初年度（2019 年度）時点で更新基準をむかえる管路延長は 22.6km（管路全体の 6.5%）、事業計画期間中に新たに更新基準をむかえる管路延長は 84.6km（管路全体の 24.2%）であり、計 107.2km（30.7%）の管路が更新対象となります。

今後 10 年に見込まれる事業費を算出した結果、2019 年度から 2028 年度までの 10 年間の総事業費は、経営戦略時（2017）に 65.1 億円と推計しておりましたが、事業計画の見直しにより 85.7 億円となり、約 1.32 倍規模に拡大することが判明しました。

表 5 更新等事業費算出比較表

（単位：百万円）

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	計
H28 甲斐市水道事業経営戦略及びアセットマネジメント計画策定支援業務委託											
土木・建築	76	86	76	99	100	20	17	47	23	30	574
機械・電気	262	184	244	203	226	21	40	14	11	98	1,303
管路	558	394	425	343	373	632	319	547	618	418	4,627
計	896	664	745	644	699	673	375	609	653	546	6,504
H29 甲斐市水道事業適正水道料金検討支援業務委託											
土木・建築	0	0	0	0	0	0	27	426	0	0	453
機械・電気	28	39	67	89	240	274	234	11	472	14	1,468
管路	300	400	500	600	700	800	800	800	905	842	6,647
計	328	439	567	689	940	1,074	1,061	1,237	1,377	856	8,568

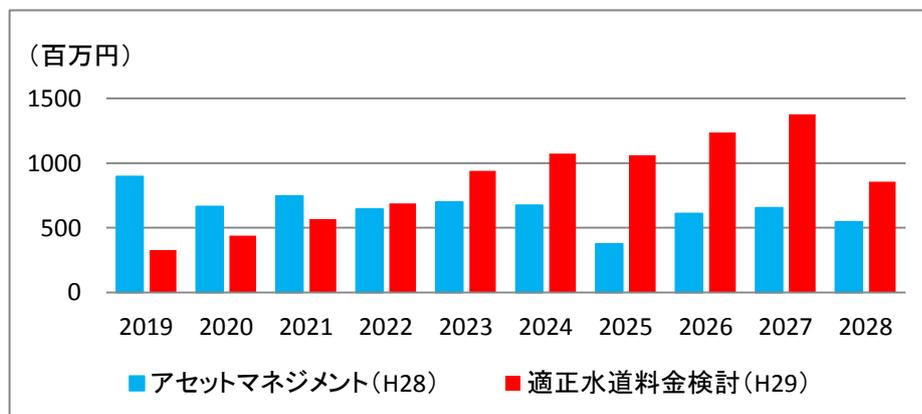


図 2 事業費

(給水人口・平均使用水量上方修正)

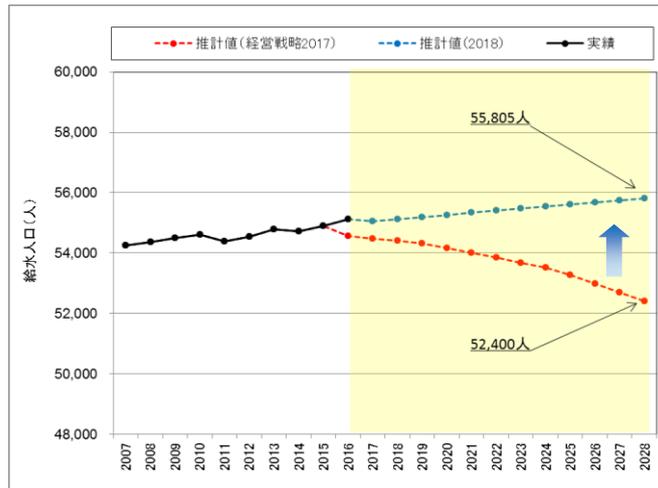


図3 給水人口の実績と推計

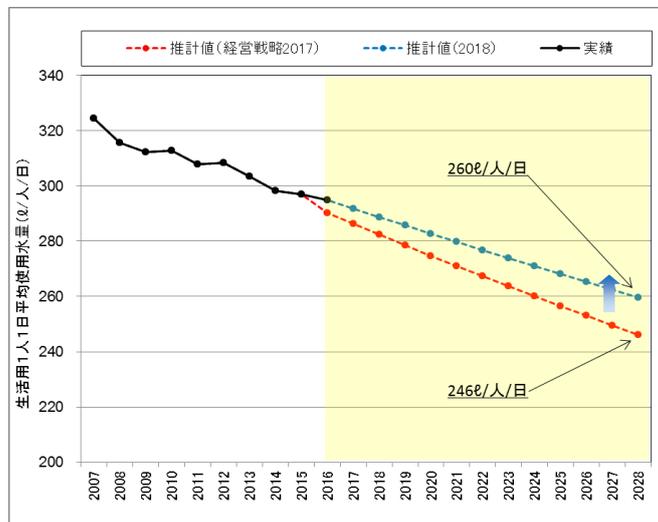


図4 生活用1人1日平均使用水量の実績と推計

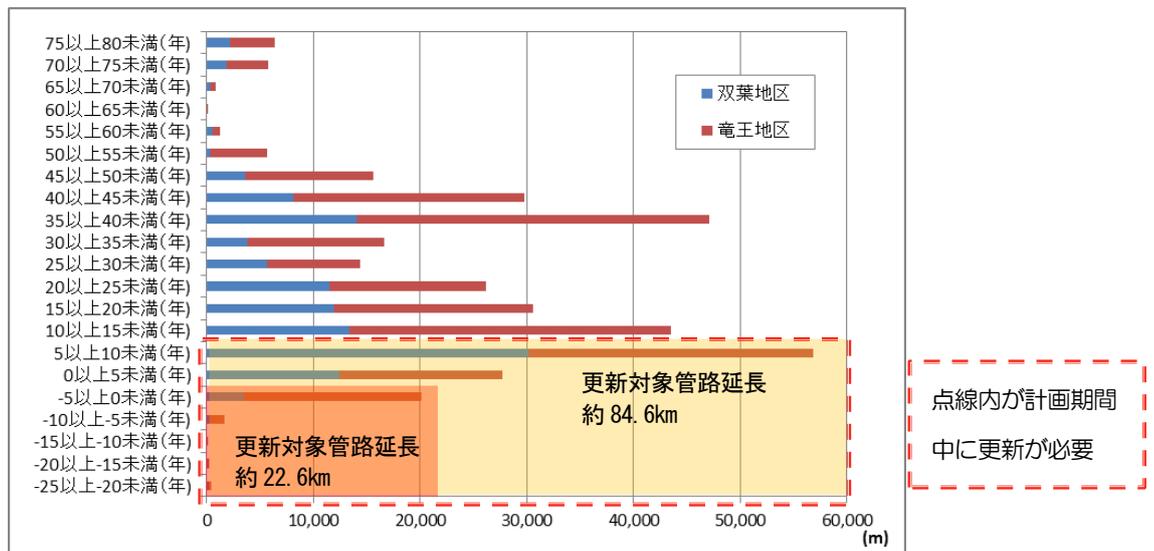


図5 更新基準による残存更新年数別管路延長 (2019年基準) 単位:m

経営戦略（2017）は、平成 35 年度までに内部留保資金を 10 億円規模にまで回復させることを目標に、料金改定率を平成 30 年度に 48%、平成 35 年度に 5%とする料金見直しを行う必要があるとしましたが、給水収益の上方修正結果と見直し後の事業計画を用いて財政シミュレーションを行った結果、2027 年度には資金ショートを起こす見通しとなりました。

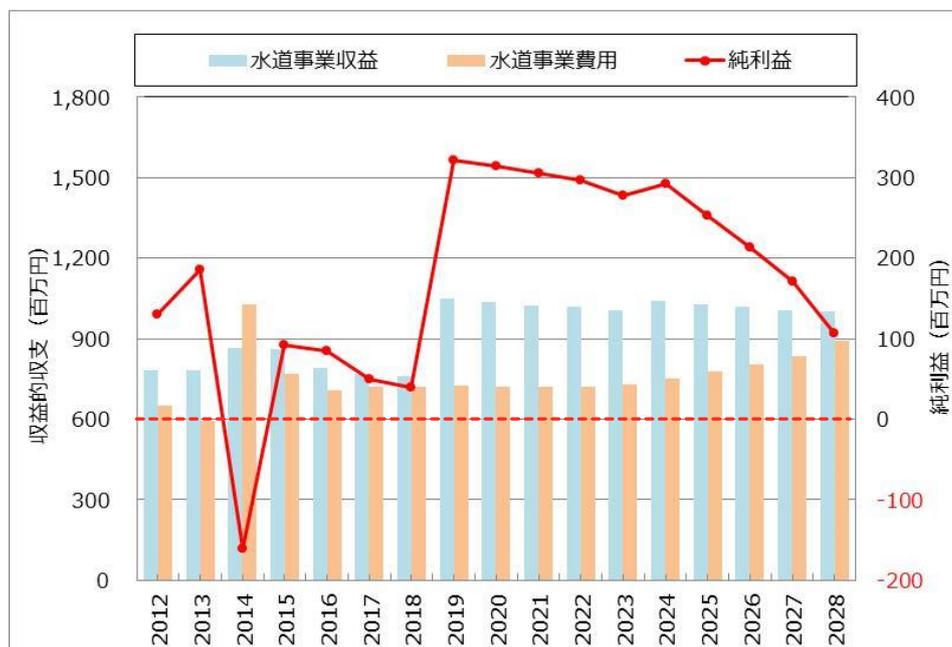


図6 財政シミュレーション結果① 収益的収支  
(経営戦略(2017)改定率)

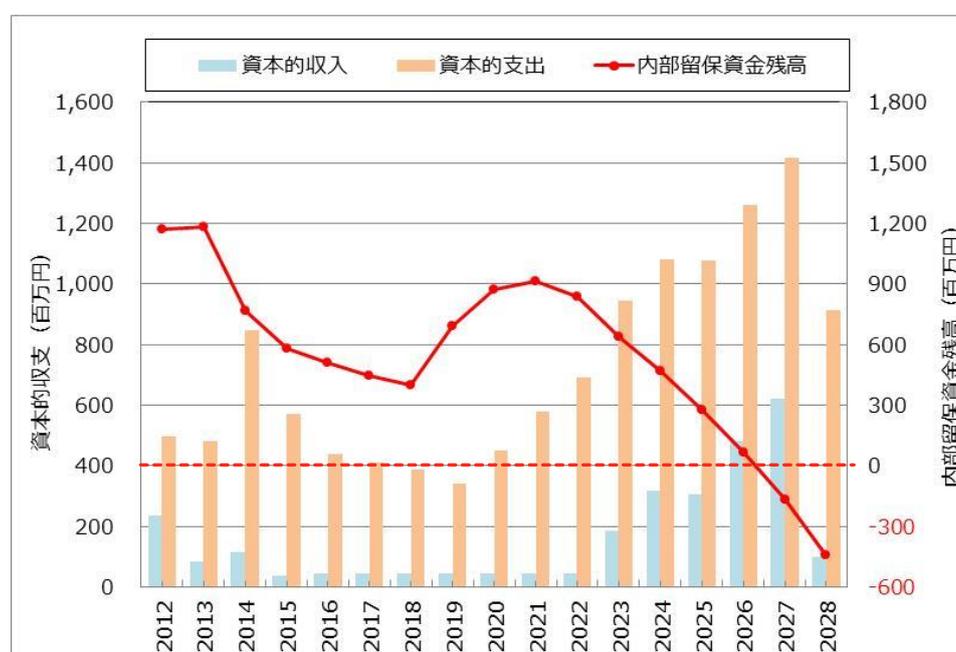


図7 財政シミュレーション結果② 資本的収支  
(経営戦略(2017)改定率)

適正水道料金の検討は、「水道料金算定要領」（日本水道協会）及び「水道料金改定業務の手引」（日本水道協会）に基づき、個別原価計算を実施し、基本料金及び水量料金を試算しました。その際、資産維持率は算定要領において標準とされている 3%に、固定費の按分比率は 86.9%（2016 年度実績の負荷率）に設定しています。

その結果、平均料金改定率は現行料金体系との比較で 2019 年度に **55.48%**、2024 年度に **64.52%**（事業計画期間（前期）料金算定期間（2019～2023）の供給単価に対する改定率は 7.60%）となり、料金改定（案）は下表の通りとなりました。

表6 現行料金

口径	基本料金 (円)	従量料金1m当たり (円)				
		20 m以下	21~40 mまで	41~80 m以下	81~120 m以下	121 m超
13mm	1,440	99	121	143	165	
20mm	1,560					
25mm	1,580					
30mm	1,580					
40mm	1,820					
50mm	3,920					
75mm	4,520					
100mm	6,320					
150mm	11,320					
200mm	17,320					

表7 算定要領に基づく料金改定（案）

口径	基本料金 (円)	従量料金1m当たり (円)				
		20 m以下	21~40 mまで	41~80 m以下	81~120 m以下	121 m超
13mm	1,120	134.65				
20mm	2,025					
25mm	2,942					
30mm	4,624					
40mm	7,517					
50mm	16,141					
75mm	31,772					
100mm	31,772					

料金算定要領に基づく料金体系を用いて財政シミュレーションを行った結果、純利益は黒字を維持出来ますが、管路更新による事業費が増大するため内部留保資金は 2028 年度に現在の水準を下回る見込みです。

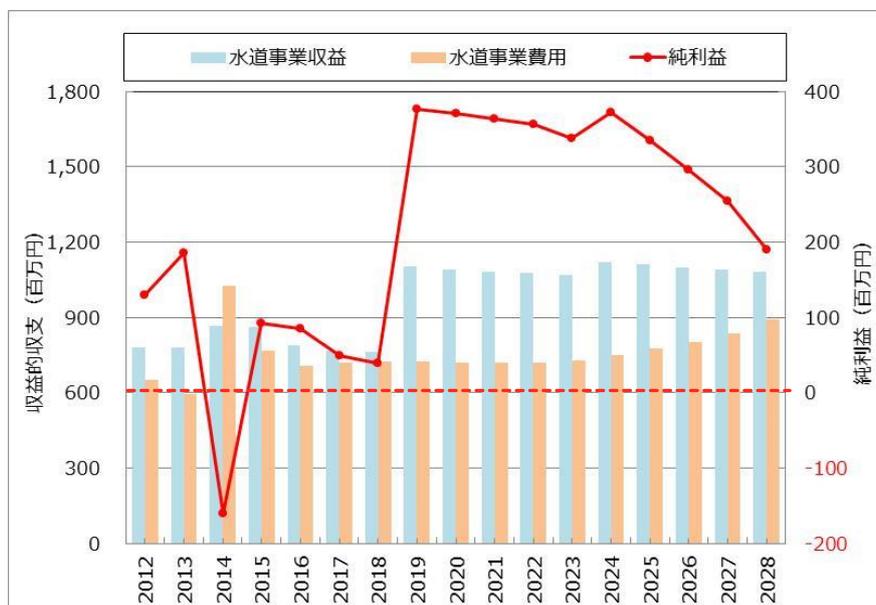


図8 収益的収支

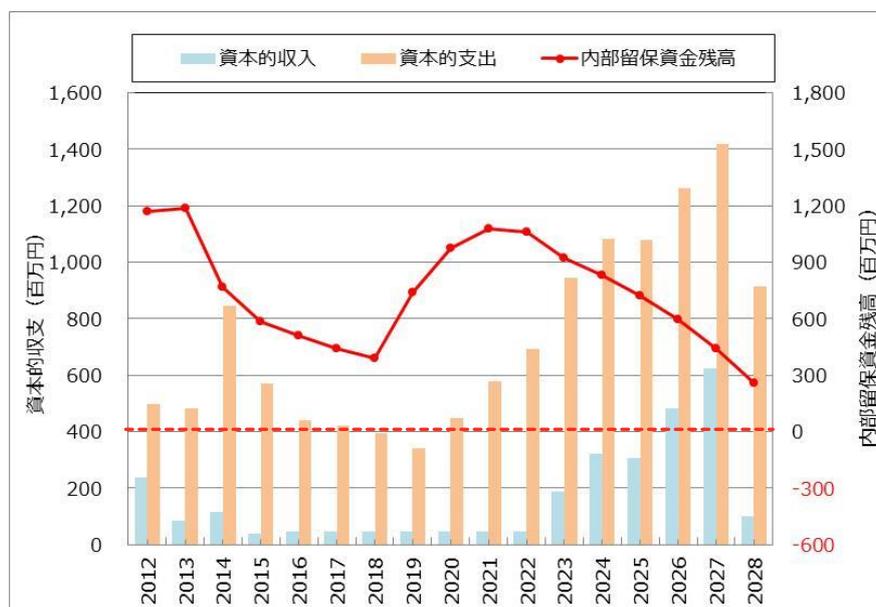


図9 資本的収支

料金算定要領に基づく料金改定（案）は、従量料金を一律としているため、現行料金体系の従量料金が逓増制の場合、小口利用者の改定率は高く、大口利用者の改定率は低くなる傾向があります。そのため、現行料金体系を参考に小口利用者に配慮した料金体系となるよう現行料金体系に基づいて一律料金を値上げする案を示します。

表8 現行料金

口径	基本料金 (円)	従量料金1㎡当たり (円)				
		20 ㎡以下	21~40 ㎡まで	41~80 ㎡以下	81~120 ㎡以下	121 ㎡超
13mm	1,440		99	121	143	165
20mm	1,560					
25mm	1,580					
30mm	1,580					
40mm	1,820					
50mm	3,920					
75mm	4,520					
100mm	6,320					
150mm	11,320					
200mm	17,320					

表9 一律改定案 (55.48%)

口径	基本料金 (円)	従量料金1㎡当たり (円)				
		20 ㎡以下	21~40 ㎡まで	41~80 ㎡以下	81~120 ㎡以下	121 ㎡超
13mm	2,238		154	188	222	257
20mm	2,425					
25mm	2,456					
30mm	2,456					
40mm	2,829					
50mm	6,094					
75mm	7,027					
100mm	9,826					
150mm	17,600					
200mm	26,929					

基本料金

- 算定要領の平均改定率を加味

従量料金

- 20m<sup>3</sup>以下：現行料金体系を参考に、従量料金を設定しない
- 21 m<sup>3</sup>以上：算定要領の平均改定率（55.48%）を加味

改定案、現行料金、料金算定要領、敷島地区の使用水量に応じた水道料金を比較した図を以下に示します。

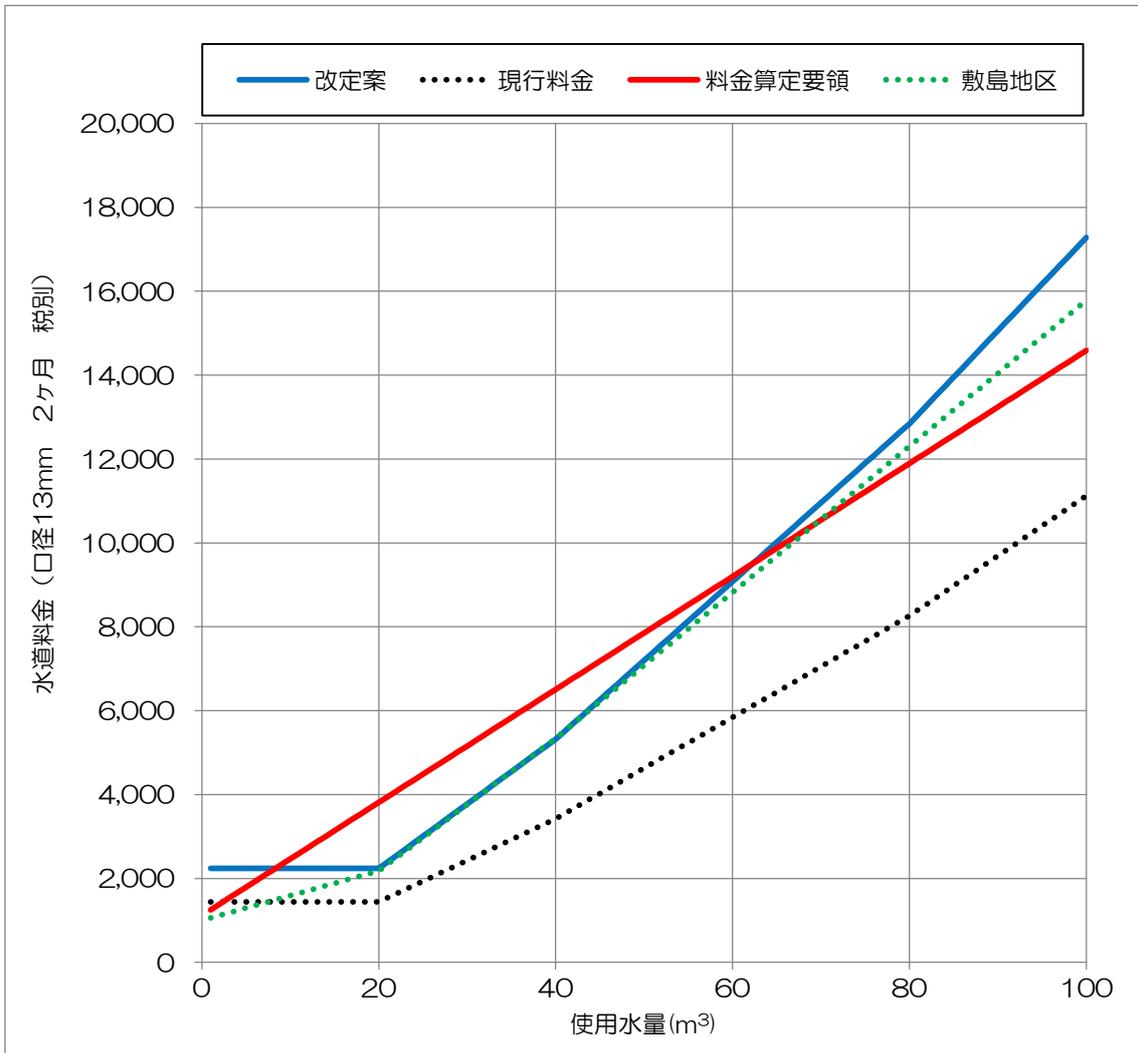


図 10 水道料金の比較 (口径 13mm 2ヶ月 税別)